## 中小企業の会計に関する検討会 第2回検討会 議事要旨

日時:平成23年10月28日(金) 10:00~12:00

場所:経済産業省別館11階 1111会議室

議事概要:ワーキンググループ座長よりワーキンググループ案について説明の後、自由計

議。総論(案)、各論(案)、様式集(案)及び名称について議論を行った。

○今回の検討会及びワーキンググループは、昨年の中小企業庁の研究会、ASBJ等の懇談会を受けて検討が行われている。ワーキンググループでは 9 回に渡って綿密な議論が行われたことをお伝えする。

## <総論について>

○ワーキンググループ案は当初の目的を踏まえ、具体的に分かりやすく整理されている。この会計ルール策定の目的は中小企業の健全な発展と活力、そのことにより日本経済や地域経済の発展を促すこと。それを実現するためには中小企業の会計をどうすべきかが出発点。一昨年の 6 月に中小企業憲章が策定されており、総論の目的かその前に、この会計ルールは中小企業憲章の理念、原則に沿って作成されていることを記載すべきではないか。「企業の実態等に応じて」という部分は、「企業の取引実態等に応じて」の方が適切ではないか。「適切な会計処理の方法を選択して」という部分は「最も適した会計処理の方法を選択して」とした方が適切ではないか。そして、継続性の原則を示す部分については「その選択した方法は毎期継続して同じ方法を適用し、正当な理由が無い限り変更してはならない」としてはどうか。

○中小企業憲章の件については、ご検討いただければと思う。ワーキンググループでも継続性の原則については色々な角度から十分議論し、案の形に落ち着いていることをお伝えしたい。「企業の取引実態」という言葉については、解釈に誤解を与える事も考えられるため、「企業の実態等」でよいのではないかと思う。

○中小企業憲章は中小企業基本法でカバーされていない部分を補っている。震災対応の政 策等を見ていても、中小企業憲章はしっかり位置付けられていない。この中小企業会計に おいても明確に中小企業の役割を位置付けておく必要があるのではないかと思う。

○継続性の部分について、「正当な」ではなく、「合理的な」の方が経営者には理解しやす

いのではないかということで、企業会計原則の記載である「正当な理由」ではなく、「合理 的な理由」としている。ワーキンググループでも議論が成された論点であることをお伝え しておく。

○総論の中には色々なレベルの論点が混同しているように感じるが、総論、各論という構成上、この纏め方も一つの方法ではないかと納得している。

○「最も適切な会計処理」とし、ベストな判断を求めるのは難しく、ベターな判断を求めるという観点から「適切な会計処理」でよいのではないか。

### <各論について>

○「2. 資産、負債の基本的な会計処理」のところは、「取得価額で貸借対照表に計上する」、 「負債額で貸借対照表に計上する」とした方が分かりやすい。「3. 金銭債権及び金銭債務」 の例示には、「預金」を追加すべきである。「5. 有価証券」の「評価方法は総平均法、移 動平均法等による」という部分は、法人税法上、有価証券の一単位辺りの帳簿価額の策定 方法の届け出をしなかった場合、移動平均法が期末評価額となるため、移動平均法を先に 示した方がよいのではないか。また、取得原価という用語の後に括弧書きで購入原価プラ ス付随費用と追加した方がよいのではないか。「7. 経過勘定」の「当期の損益計算に反映 する」という部分については、「当期の損益計算に含める」とした方が、解説との平仄が合 うのではないか。また「1年以内の短期の前払費用については、継続適用を条件に費用処理 をできる」という解説を追加できないか。「8. 固定資産」の「法人税法に定める期間」と いうところは「法人税法に定める耐用年数」とした方が適切ではないか。「9. 繰延資産」 は誤字があるので修正した方がよい。また、「新製品の試験的制作又は新技術の研究等のた めに特別に支出した金額、新技術の採用のうち研究開発目的のために導入する技術、特許 等に係る技術導入費及び特許権使用に関する頭金等については、その発生時に費用処理す ることに留意する。」という説明を入れた方がよいのではないか。「11.引当金」の「発 生が当期以前の事象に起因すること」という部分は「発生が当期以前の事象に起因してい ること」とした方がよいのではないか。

○「2. 資産、負債の基本的な会計処理」のところは、「取得価額で貸借対照表に計上する」、「負債額で貸借対照表に計上する」とした場合、他の部分にも波及するため、現状のままでよいのではないか。「3. 金銭債権及び金銭債務」に「預金」を追加すべきであるという意見については、「預金」は記載しなくてもわかりきっているということで記載しなかったという経緯がある。「3. 有価証券」の「総平均法、移動平均法等による」という部分は、一般的に総平均法から記載されることが多いので、現状のままでよいのではないか。「7.

経過勘定」に「1年以内の短期の前払費用については、継続適用を条件に費用処理をできる」という解説を追加できないかという点については、重要性の原則の考え方の中で判断いただければよいのではないか。「8. 固定資産」の「法人税法に定める期間」を「法人税法に定める耐用年数」とする点については、言葉の問題であり、敢えて修正しなくてもよいのではないか。「9. 繰延資産」の問題は国際会計基準との関係で我が国の会計基準が変わる可能性もあり、微妙な問題。試験研究費の記載については、記載していないということが、むしろ費用計上しなければならないという理解になるのではないか。今後の試験研究費の動向は注目していかなければならない。「11. 引当金」の「発生が当期以前の事象に起因すること」という部分を「発生が当期以前の事象に起因していること」とする点については、言葉の問題であり、敢えて修正する必要はないのではないか。ワーキンググループも9回に渡る議論を行って案を作成しており、一部修正を行うと全体に波及してしまう懸念がある。

- ○現行案はワーキンググループで十分議論されて出来上がっているものであり、この案の まま本検討会の案としてもよいか。
- ○研究開発費の記載は必要なものではないかと思う。
- ○では、繰延資産についてはペンディングという形で次の議論に進んでよいか。

### <様式集について>

意見なし。

### <総論、各論、様式集全般について>

○「繰延資産」については委員の間で意見の相違があることから、引き続き調整をさせていただく。調整の方法については、検討会座長がワーキンググループ座長及び事務局等と相談して案を作成し、事務局の方から委員の皆様にメールでお諮りさせていただく。その他の部分については、概ね委員の方々の合意が得られたと考えられることから、現行案を当検討会の案とさせていただいてよいか。

<<異議なしと発声あり。>>

#### <名称について>

○名称については、これを誤ると普及の方にも悪影響を及ぼす。個人的には「通則」や「準 則」でよいのではないかと思う。「要領」を使うのであれば、「中小企業の会計に関する基 本要領」よりも「中小企業の会計処理要領」とした方がよいのではないか。

○総論、各論についてはワーキンググループで十分議論されてきたものを修正する場合に はその影響が全体に波及する可能性があるので、慎重になった方がよいと思う。名称につ いては、規範性が強くないことがポイントではないかと考えている。今回のルールは基本 的なことしか書いていないことから、「基本要領」でよいのではないかと考えている。

○ワーキンググループでも賛同が多かった「中小企業の会計に関する基本要領」がよいのではないかと思っている。この名前であれば、中小企業経営者にも中小企業のルールであることが分かりやすいのではないかと思っている。

○中小企業の方々に聞いても、「中小企業の会計に関する基本要領」が最もよいのではない かという反応だった。

- ○「会計処理要領」の方が、「会計に関する基本要領」よりスッキリしていて分かりやすい のではないか。「基本」と「要領」は同じような言葉であり、重ねる必要はあるだろうか。
- ○「処理」という言葉は、中小企業経営者から見ると事務的なイメージがあるのではない か。
- ○法人税法第 22 条第 4 項「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」と記載されており、「処理」の方がそれとの整合性があるかとも思ったが、本検討会の総意に任せる。
- ○では、「中小企業の会計に関する基本要領」でよいか。

### <<異議なしと発声あり。>>

#### <今後の進め方について>

○非常によいルールが纏まったと思っている。本要領を普及・活用させていくことが重要であり、どのようにPRしていくか等を検討し、普及に貢献していきたい。ワーキンググループには本要領の策定についてお骨折りいただき、深く感謝申し上げたい。

○本要領は経営者にとって非常に重要なものであり、普及に貢献していきたい。

# <総括>

○それでは本要領(案)を所要の調整を行った上でパブリックコメントに付し、普及・活用については、引き続きワーキンググループでご検討いただくこととする。

以上